

監 査 委 員 公 表

那監公表第 2 号
令和 5 年 7 月 18 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	奥	間		亮

令和 5 年度行政監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 5 年度 行政監査報告書

「準公金の管理及び事務について」

令和 5 年 7 月

那覇市監査委員

目 次

第1章 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の対象部署	1
第6	監査の着眼点	1
第7	監査の方法	2

第2章 監査の結果

第1	調査票による事前調査	3
1	事前調査の方法	3
2	事前調査の結果	3
第2	監査結果	8
1	監査の結果	8
2	指摘事項等	8
3	総括意見	12

注) 文中及び表中の金額等の構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入している。
したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査のテーマ

準公金の管理及び事務について

第3 監査の目的

公金については、地方自治法及び那覇市会計規則に基づき会計管理者に管理されている。また、監査委員による財務監査及び例月現金出納検査の対象となっている。

一方で、各部署における業務遂行上の必要性や関係団体等の関係において本市職員が取扱っている公金以外の現金、いわゆる準公金については、法令によりその管理方法に定めがない。また、本市においては、統一された取扱いが定められていない。

その準公金については、市の職員が取扱う現金等として適切な管理及び事務が求められるものである。そこで、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について監査を実施した。

第4 監査の対象

準公金の管理及び事務

※本監査における準公金の定義は次のとおりとする。

公金（歳計現金（歳入歳出に属する現金）、基金に属する現金、歳入歳出外現金及び一時借入金）以外の現金で、市の職員が現金の出納及び保管を行っているもの。

第5 監査の対象部署

令和3年度において準公金の取扱いがある部署

第6 監査の着眼点

- 1 準公金を本市職員が取扱う根拠は明確にあるか
- 2 準公金の取扱いマニュアル等があるか
- 3 現金、通帳、印鑑等は適切に保管管理されているか
- 4 出納簿は作成されているか
- 5 入出金にあたり収入伝票及び支出伝票等が作成されているか
- 6 入出金あたって会計責任者による通帳等の確認が行われているか

- 7 証拠書類は適切に保管及び保存がされているか
- 8 団体等による監査は適切に行われているか
- 9 団体等による会計報告は適切に行われているか

第7 監査の方法

監査をより効率的及び効果的に進めるために、全部局を対象として事前調査を実施した。その結果に基づき、選定した対象課に対して書面調査及び監査委員監査を実施した。

1 書面調査

(1) 書面調査の内容

準公金の管理及び事務の状況等を把握するため、調査票等により書面調査を行った。

(2) 書面調査の対象課

事前調査より選定した7部局10課

(3) 書面調査の期間

令和5年4月7日（金）～4月18日（火）

2 予備監査

(1) 予備監査の内容

書面調査による状況等の実態を把握するため、事務局職員において対象課へ出向き関係職員からの内容聴取及び通帳や銀行届出印などの保管状況の確認等の予備監査を行った。

(2) 予備監査の対象課

書面調査と同じく7部局10課

(3) 予備監査の期間

令和5年5月9日（火）～5月12日（金）

3 監査委員監査

(1) 監査委員監査の内容

予備調査による状況等の実態を把握するため、監査委員による対象課からのヒアリングを行った。

(2) 監査の対象課

書面調査と同じく7部局10課

(3) 監査委員監査の期間

令和5年6月1日（木）、6月5日（月）

第2章 監査の結果

第1 調査票による事前調査

1 事前調査の方法

準公金を取り扱っている所管課を把握するため、全部署へ「準公金に関する調査票」を送付し回答を求めた。

2 事前調査の結果

当該調査票の回答を集約した結果、令和3年度に準公金を取り扱っている所管課は次表のとおり14部局24課58団体等であり、当該調査票の回答を基に監査の結果を作成している。

準公金所管課一覧表

No	部署名	団体等名	監査対象部署
1	総務部	平和交流・男女参画課	那覇市国際交流市民の会
2		人事課	那覇市職員厚生会
3	企画財務部	企画調整課	那覇市市制100周年記念事業実行委員会
4	市民文化部	市民生活安全課	那覇市交通安全市民運動推進協議会
5		市民生活安全課	那覇市民憲章推進協議会
6		市民生活安全課	暴力団壊滅那覇市民対策会議
7	経済観光部	商工農水課	那覇市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会
8		商工農水課	那覇農産物フェア実行委員会
9		観光課	読売巨人軍那覇協力会
10		観光課	那覇クルーズ促進連絡協議会
11	環境部	環境政策課	那覇市地球温暖化対策協議会
12	福祉部	福祉政策課	日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区
13		保護管理課	那覇市退職職員等による緊急市民支援基金
14	健康部	保健総務課	那覇市献血推進協議会
15		国民健康保険課	沖縄県都市国民健康保険研究協議会
16	都市みらい部	公園管理課	沖縄県緑化推進委員会 那覇支部
17	消防局	総務課	沖縄県消防長会
18		予防課	那覇市女性防火クラブ
19	生涯学習部	総務課	沖縄県市町村教育委員会連合会
20		生涯学習課	那覇市青少年健全育成市民会議
21		市民スポーツ課	那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会
22		施設課	沖縄地区防音事業連絡協議会
23		中央公民館	那覇市中央公民館利用団体連絡協議会
24		中央公民館	那覇地区公民館連絡協議会

No	部署名		団体名	監査対象部署
25	生涯学習部	中央公民館	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会	
26		中央公民館	那覇市小禄南公民館利用団体連絡会	
27		中央公民館	那覇市首里公民館利用団体連絡協議会	
28		中央公民館	那覇市石嶺公民館利用団体連絡会	
29	学校教育部	学校教育課	那覇市スクールゾーン連絡協議会	
30		学校給食課	城西小学校（学校給食費）	
31		学校給食課	真嘉比小学校（学校給食費）	
32		学校給食課	泊小学校（学校給食費）	
33		学校給食課	松川小学校（学校給食費）	
34		学校給食課	識名小学校（学校給食費）	
35		学校給食課	壺屋小学校（学校給食費）	
36		学校給食課	真和志小学校（学校給食費）	
37		学校給食課	松島小学校（学校給食費）	
38		学校給食課	金城小学校（学校給食費）	○
39		学校給食課	曙小学校（学校給食費）	
40		学校給食課	那覇小学校（学校給食費）	
41		学校給食課	首里中学校（学校給食費）	
42		学校給食課	神原学校給食センター（学校給食費）	
43		学校給食課	古蔵学校給食センター（学校給食費）	
44		学校給食課	上間学校給食センター（学校給食費）	
45		学校給食課	銘苅学校給食センター（学校給食費）	
46		学校給食課	安謝学校給食センター（学校給食費）	
47		学校給食課	大名学校給食センター（学校給食費）	
48		学校給食課	天久学校給食センター（学校給食費）	
49		学校給食課	鏡原学校給食センター（学校給食費）	
50		学校給食課	高良学校給食センター（学校給食費）	
51		学校給食課	首里学校給食センター（学校給食費）	
52		学校給食課	小禄学校給食センター（学校給食費）	○
53		学校給食課	真和志学校給食センター（学校給食費）	
54	上下水道局	総務課	公益社団法人日本水道協会沖縄県支部	
55		総務課	沖縄県下水道協会	
56	議会事務局	庶務課	沖縄県市議会議長会	
57	選挙管理委員	選挙管理委員会事務局	沖縄県市長村選挙管理委員会連合会	
58	会事務局	選挙管理委員会事務局	九州都市選挙管理委員会連合会	

(1) 団体等の令和3年度決算状況

ア 収入額

団体の令和3年度決算における収入額で、「1,000万円以上」が30団体(51.7%)で最も多く、次に「50万円未満」が11団体(19.0%)、「100万円以上500万円未満」が10団体(17.2%)となっており、この3区分で全体の87.9%を占めている。

区分	50万円未満	50万円以上	100万円以上	500万円以上	1,000万円以上	計
団体等数	11	4	10	3	30	58
構成比	19.0%	6.9%	17.2%	5.2%	51.7%	100.0%

イ 支出額

団体の令和3年度決算における支出額で、「1,000万円以上」が29団体(50.0%)で最も多く、次に「50万円未満」が18団体(31.0%)となっており、この2区分で全体の81.0%を占めている。

区分	50万円未満	50万円以上	100万円以上	500万円以上	1,000万円以上	計
団体等数	18	1	9	1	29	58
構成比	31.0%	1.7%	15.5%	1.7%	50.0%	100.0%

(2) 準公金を取り扱う根拠について

本市が準公金を取り扱うことについて、58団体(100.0%)すべてに要綱、規約、会則等に記載するなどの根拠があった。

区分	有	無	計
団体等数	58	0	58
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

(3) 準公金の取扱いマニュアルについて

個別に準公金の取扱いマニュアル(取扱要領、手順等)を作成している団体は、30団体(51.7%)で、ほぼ半数であった。

区分	有	無	計
団体等数	30	28	58
構成比	51.7%	48.3%	100.0%

(4) 通帳の管理状況

通帳は58団体すべてにおいて保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが30団体(51.7%)で最も多く、次に金庫が18団体(31.0%)となっており、この2区分で全体の82.7%を占めている。鍵有の保管場所は56団体(96.6%)で、ほぼ全体を占めている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	18	30	0	7	2	1	58
構成比	31.0%	51.7%	0.0%	12.1%	3.4%	1.7%	100.0%

(5) 銀行届出印の管理状況

銀行届出印は58団体すべてにおいて保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが28団体(48.3%)で最も多く、次に金庫が15団体(25.9%)となっており、この2区分で全体の74.2%を占めている。鍵有の保管場所は55団体(94.8%)で、ほぼ全体を占めている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	15	28	1	11	2	1	58
構成比	25.9%	48.3%	1.7%	19.0%	3.4%	1.7%	100.0%

(6) 現金の管理状況

現金は45団体が保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが22団体(48.9%)で最も多く、次に金庫が19団体(42.2%)となっており、この2区分で全体の91.1%を占めている。ほぼ金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	19	22	0	3	0	1	45
構成比	42.2%	48.9%	0.0%	6.7%	0.0%	2.2%	100.0%

(7) キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードは7団体が保有しており、その保管場所はほぼ金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	3	2	0	1	0	1	7
構成比	42.9%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	100.0%

(8) 出納簿の作成について

出納簿は55団体(94.8%)で作成されていたが、3団体(5.2%)で作成されていなかった。

区分	有	無	計
団体等数	55	3	58
構成比	94.8%	5.2%	100.0%

(9) 入出金伝票の作成について

入出金伝票は12団体(20.7%)で作成されており、入出金伝票の様式はないが起案決裁等により入出金を確認している団体が37団体(63.8%)あり、この2区分が全体の84.5%を占めている。9団体(15.5%)で作成されていなかった。

区分	有	無	その他※1	計
団体等数	12	9	37	58
構成比	20.7%	15.5%	63.8%	100.0%

※1 収入伝票・支出伝票の様式は無いが、起案決裁等により入出金を確認している

(10) 証拠書類の保存年限と保存根拠について

ア 保存年限

会計書類(証拠書類)の保存年限について、保存年限を定めている団体が52団体(89.7%)で、定めていない団体が6団体(10.3%)あった。

区分	3年	4年	5年	10年	永年	無	計
団体等数	1	1	44	5	1	6	58
構成比	1.7%	1.7%	75.9%	8.6%	1.7%	10.3%	100.0%

イ 保存根拠

会計書類(証拠書類)の保存根拠について、保存根拠を定めている団体が35団体(60.3%)で、定めていない団体が23団体(39.7%)あった。

区分	有	無	計
団体等数	35	23	58
構成比	60.3%	39.7%	100.0%

(11) 決算時等の監査について

準公金の決算時の監査について、58団体(100.0%)すべての団体が行われている。

区分	行われている	行われていない	計
団体等数	58	0	58
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

(12) 会計報告(収支報告)について

準公金の会計報告(収支報告)について、行っている団体が56団体(96.6%)で、不明の団体が2団体(3.4%)あった。

区分	行っている	不明	計
団体等数	56	2	58
構成比	96.6%	3.4%	100.0%

第2 監査結果

1 監査の結果

監査した結果、団体等の準公金の取扱い状況や管理状況等については、おおむね適切に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、改善や検討を要する事項があり、一団体においては令和3年度から令和4年度の間、に不正な入出金が行われていた。

2 指摘事項等

行政監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

* 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

* 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

* 要望事項

事業効果の見地から事態の向上を求め望むこと。

(1) 共通事項

ア 預金通帳、銀行届出印の管理について（要望事項）

次の(ア)～(ウ)の各団体の預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる同一のキャビネット内に保管されている。

しかし、リスク分散の観点から、預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理することが望ましい。

(ア) 那覇市交通安全市民運動推進協議会（市民生活安全課）

(イ) 那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会（市民スポーツ課）

(ウ) 小禄学校給食センター（学校給食課）

(2) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○市民生活安全課（那覇市交通安全市民運動推進協議会）

ア 協議会会則の規定と実態について（要望事項）

那覇市交通安全市民運動推進協議会会則の目的では、「推進協議会は、那覇市交通安全対策会議と緊密な連携のもとに、交通事故を絶滅し、市民の生命と健康を守り、安全で住みよいまちをつくるため、市民総ぐるみで交通安全運動を積極的に推進することを目的とする。」とあるが、現在、対策会議は稼働が無い状態であり、協議会会則の規定と実態が整合していない。協議会会則の規定と実態を整合させることが望ましい。

【経済観光部】

○商工農水課（那覇市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会）

ア 一人の職員による預金通帳、銀行届出印の管理について（注意事項）

当該協議会の預金通帳及び銀行届出印について、同一職員の机の引き出しにおいて施錠無しで保管されていた。

これは通帳等の紛失や盗難の恐れだけでなく、預金を容易に引き出せるなどのリスクが懸念される。

預金通帳、銀行届出印の管理については、施錠のできる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けるなど、安全かつ確実な方法で行うよう努められたい。

イ 立替払について（注意事項）

当該協議会で必要な収入印紙及び切手の購入について、立替払が行われていた。

立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確となることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱により対応するよう努められたい。

○観光課（読売巨人軍那覇協力会）

ア 団体の事務に従事する根拠について（要望事項）

読売巨人軍那覇協力会規約の目的は、「青少年の健全育成、スポーツの振興及び経済の活性化を通して那覇市の発展を図る（略）」とされており、那覇市事務分掌規則で定める観光課の事務分掌と整合性が図れていない。

団体の事務に従事する根拠について、事務分掌と整合性を図ることが望ましい。

【福祉部】

○保護管理課、福祉政策課（那覇市退職職員等による緊急市民支援基金）

ア 現金の取扱について（注意事項）

当該基金は、事務効率化の観点から事務室内にて、貸付金及び返済金の現金を保管している。しかしながら、那覇市退職職員等による緊急市民支援基金運営要綱において、「支援基金に属する現金は、金融機関への預金に保管しなければならない。」とされている。また、現金差引簿などが作成されておらず、現金を容易に出し入れできる状況にあることから、現金の不正使用等のリスクが懸念される。

現金の取扱いにあたっては、要綱等の整備や現金差引簿の作成など安全かつ確実な方法で現金を保管することを図られたい。

イ 収入伝票の作成について（要望事項）

当該基金への収入があった場合には、収入の担当者によって領収書が発行され、通帳へ入金されている。しかしながら、当該収入にあたっては、収入伝票の作成がなく、収入の担当者のみで事務処理を行っている。

収入にあたっては、収入伝票等の作成を行い、また、複数職員で決裁や確認をするなど適正な収入管理をされることが望ましい。

ウ 基金の収支決算書の作成について（要望事項）

当該基金は、那覇市退職者職員の寄付等により原資を調達し、緊急に必要なとしている市民へ貸付を行っている。

貸付に係る実績報告書は作成されているものの、基金全体の収支決算書については作成されていない。

基金全体の収支決算書は、基金の運営状況を把握するために大切な書類であることから、収支決算書等を作成されることが望ましい。

【都市みらい部】

○ 公園管理課（沖縄県緑化推進委員会那覇支部）

ア 募金箱の管理等について（注意事項）

募金箱については、担当課窓口以外に、本庁舎総合案内及び売店、各支所、緑化センターの6カ所に設置しているが、施錠できない募金箱が一部設置

されている。また、口頭により募金箱の設置を依頼しており、管理方法や留意事項等が書面化されていない。

緑化推進を目的に集められた募金については、盗難や紛失等を防止するため、適切な管理等に努められたい。

イ 会計書類（証拠書類）の保存年限について（注意事項）

当該団体に関する会計書類（証拠書類）の保存については、当該団体規約では規定されておらず、担当課の判断により概ね3年保存されている。

当該団体の上部組織である公益社団法人沖縄県緑化推進委員会の定款においては、会計書類（証拠書類）に関する書類は事務所に5年間備え置きと規定されている。

会計書類の保存年限については、上部組織団体の定款を遵守されたい。

【生涯学習部】

○生涯学習課（那覇市青少年健全育成市民会議）

ア 立替払について（注意事項）

当該団体の支出について、支出額を事前に確定できない場合の物品等の購入において立替払が行われていた。

立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確になることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱により対応するよう努められたい。

イ 団体の職員による不正な入出金について（指摘事項）

当該団体の令和4年度総会資料の確認の際、団体の職員による預金の不正な入出金が行われていたことが事務局に関わる市職員等により確認された。

そこで確認された事実は、当該団体の会計に関する不適正な事務処理調査報告書によると、(ア)市民会議の会費受入通帳、過去の資金造成の残が入金された預金通帳から業務上必要のない現金の入出金を行っていた。(イ)令和5年3月末時点、本来、預金通帳にあるべき額に不足が生じている。(ウ)不正な資金移動を隠ぺいするため帳簿の改ざんを行っていたなどである。

また、令和3年度から令和4年度の間不正な出金合計は1,096,502円、不正な入金合計は829,420円で、差し引き267,082円の不足額があった。

その後、不足額は団体の職員により返済されている。また、団体の職員は返済後に退職している。

今回の不正な入出金が行われた要因としては、①収入伝票等が作成されていないなど適正な収入管理が行われていないこと、②入出金において、会計責任者等の預金通帳の確認の頻度が少ないこと、③預金通帳及び銀行届出印の運用管理が十分でないこと、④事務局（市職員１名、団体の職員１名）における入出金のチェック体制が十分でないことなどが考えられる。

このような不正な入出金が行われないよう事務手続きとチェック体制について検証し、再発防止策を講じられたい。

3 総括意見

本市では、各部署における業務遂行上の必要性や関係団体等の関係から、24課58団体の準公金を取扱っている。今回の監査では、準公金を取扱っている課の中から、現金の保管やキャッシュカードの作成、募金箱の設置等を主な抽出条件にして10課を選定し、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について監査を実施した。

今回監査の対象となった団体等においては、業務上、準公金を取扱う必要性が確認できたが、個別の項目で指摘した意見や要望を確認するとともに、盗難や紛失、不正等のリスクを軽減するため、不適切な取扱いについては速やかに対策を講じるよう努められたい。

また、監査の対象にならなかった準公金を取り扱う団体等においても、今回の監査の着眼点や意見、要望を確認し、不適切な取扱いがあれば速やかに対策を講じるよう努められたい。

不正な処理が行われた団体については、原因を追究してチェック体制を見直すなどの再発防止策を早急に講じられたい。

最後に、準公金については地方自治法及び本市の財務会計規則等の法令の適用を受けるものではないが、市の職員が取扱う現金等として、その取扱いが適正になされるべきことは当然のことであるし、その取扱いに関し不正な事案が発生した場合は組織全体の信用失墜につながりかねないものである。よって、不正な処理が行われた団体については今後二度と同様なことが起こらないよう改善し、その他団体等についても管理及び事務のより一層の適切な執行に向けて、組織として必要な事務手続きの確認やチェック体制の強化などに努められるよう要望するものである。